

2005年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験 第2次審査

試験問題

法律科目試験
(憲法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 問題紙の本文は、1枚である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
3. 解答用紙は、3枚1組である。
4. 各解答用紙の右上に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号を正確・明瞭に記入すること。
5. 解答は、黒色のペンまたは鉛筆で記入すること。
6. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
7. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
8. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。

2005年度 同志社大学大学院
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
入学試験問題 法律科目試験

(憲 法)

夏季休暇を利用して英国を訪問した文学専攻の大学生 A は、ロンドンの本屋で D. H. Lawrence の小説 “Lady Chatterley’s Lover” を見つけた。A は、これが京都の自宅に所持している愛読書『完訳 チャタレイ夫人の恋人』（新潮文庫 平成 8 年）の原本であることに気付き、一冊購入し、帰りの機中で読みながら関西空港へ帰ってきた。

ところが、入国に際して A の手荷物検査をしていた税関職員 B がこの本を見つけ、これは関税定率法 21 条 1 項 4 号所定の輸入禁制品に該当すると判断した。税関長 C が本人にその旨を通知したため、この本を国内に持ち込むことができなくなった。

A はすぐに税関長に対し異議申立てをしたが棄却された。その後財務大臣に対して行った審査請求も棄却されたため、このようなことが日本で許されて良いのかと怒った A は、輸入禁制品該当通知処分と異議申立て棄却決定の取消しを求める訴えを大阪地裁へ提起して、関税定率法及び税関長の処分の違憲性、違法性を主張した。

この事例に基づいて次の設問に対し順次解答せよ。

- (1) A が関税定率法 21 条 1 項 4 号及び税関長の処分を違憲、違法であるとする理由を説明せよ。
- (2) A の主張に対する B 及び C の反論を展開せよ。
- (3) 裁判所の判決としてはどのようなものが予測されるかについて、関連判例に言及しつつ展開せよ。
- (4) (3) において予測した判決に対する自己の見解を述べよ。

<参照条文 >

関税定率法 21 条 1 項 “次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

1号2号3号(略)

4号 公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品

5号(略)